

SSWの業務遂行に当たっての配慮事項

■守秘義務について

- SSWの任用に当たっては、守秘に関する誓約書を徴するなど、守秘義務を課す必要があります。
- 全てのSSWに対して、個人情報保護条例及び各職能団体で定める倫理綱領等により、適切に守秘義務を課す必要があります。

■情報共有について

- SSWは、活動記録を作成するとともに、必要に応じて学校及び市町村教育委員会と情報を共有します。

■家庭訪問の方法について

- 市町村教育委員会や学校は、SSWの家庭訪問の根拠を明確にし、保護者に説明責任を果たす必要があります。
- 家庭訪問は、複数（担任、生徒指導主事、市町村教育委員会担当等）での実施が原則です。

■児童虐待に係る通告について

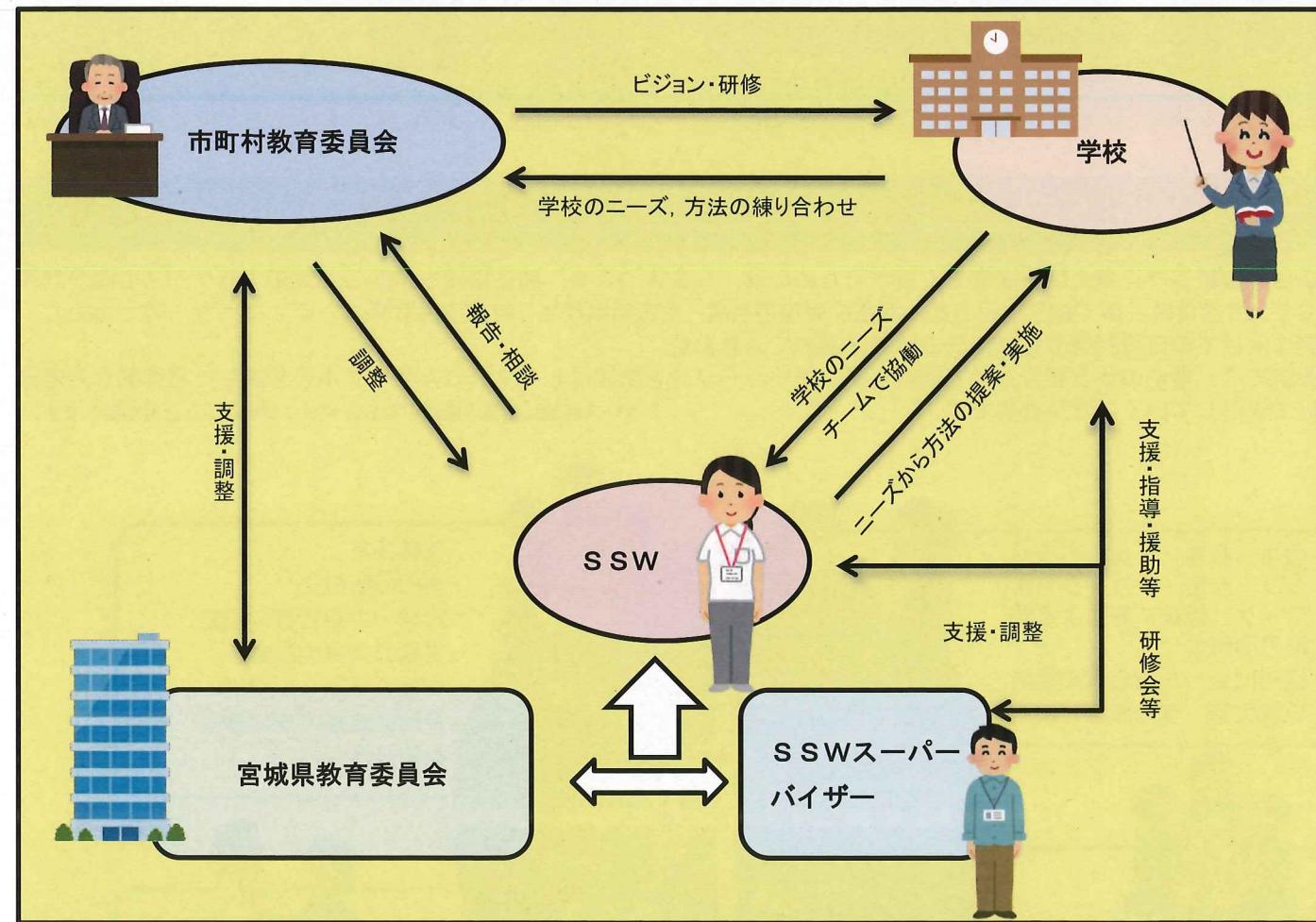
- SSWは、虐待に係る情報を学校・市町村教育委員会と共有した上で、学校に市町村又は児童相談所等への通告義務があることを確認し、必要な支援を行います。

SSWスーパーバイザーができること

- 市町村で任用しているSSWからの相談への対応や支援
- SSWの活用体制の構築に関する市町村教育委員会への提案や支援
- 不登校等の課題を抱える児童生徒に係る学校等に対する、SSWを介しての支援
- 学校、市町村教育委員会等が主催するSSWの活用等に関する研修会の講師

※SSWスーパーバイザー派遣の申請は、市町村教育委員会を通じ、宮城県教育庁義務教育課までお願いします。

<教育委員会・学校・SSWの役割と関係>



監修：東北大学大学院教育学研究科・教育学部 教授 加藤道代 仙台白百合女子大学 教授 氏家靖浩
宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班 ☎980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

■TEL : 022-211-3646 ■FAX : 022-211-3691 ■E-mail : gikyout@pref.miyagi.lg.jp

■http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gikyou/



スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために

(教育委員会・学校用)



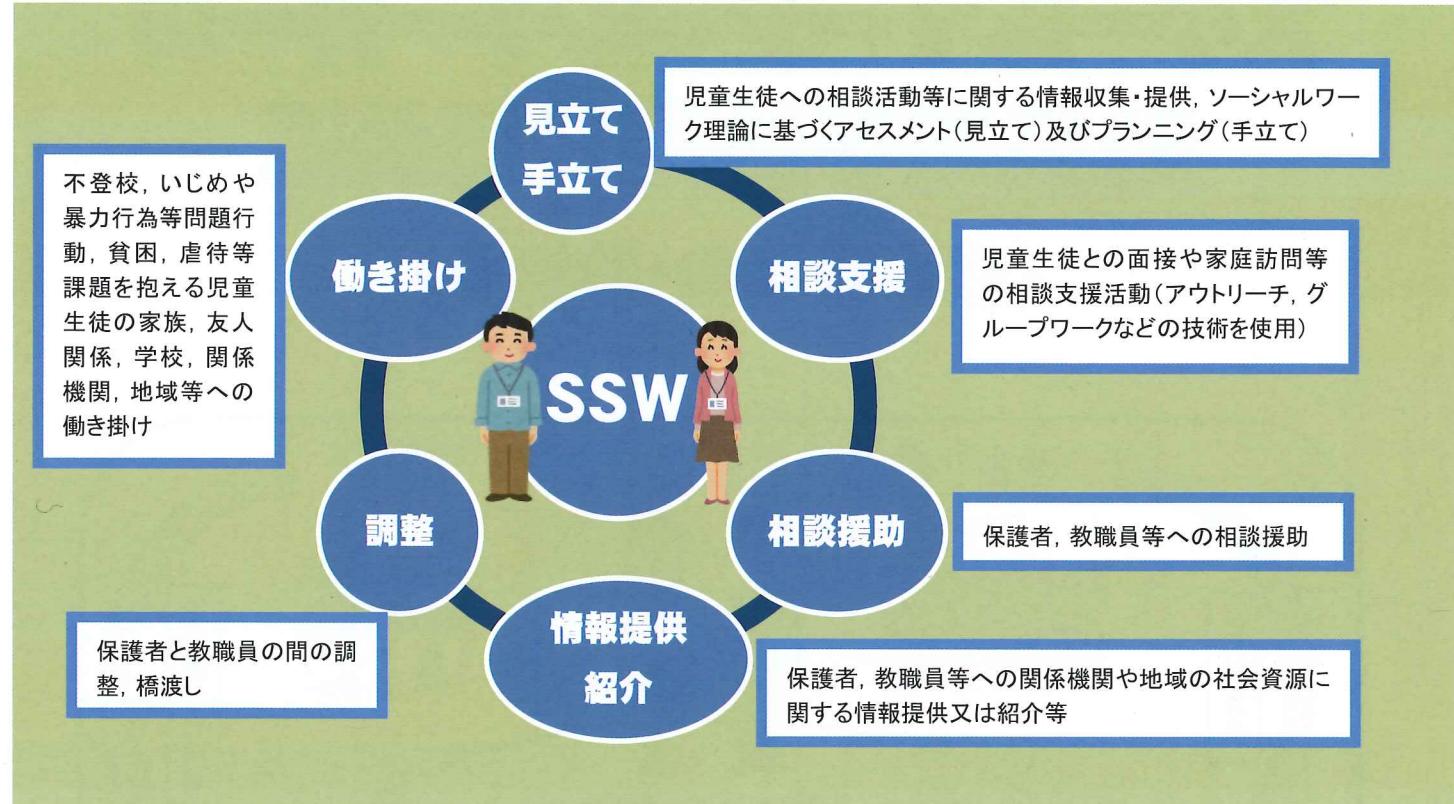
- 学校現場が抱えるいじめ、不登校等の諸課題の改善のためには、教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが大切です。
- そのためには、児童生徒の心に働き掛けるスクールカウンセラー（以下SC）のほかに、児童生徒の置かれている環境に働きかけて子供の状態を改善するため、保護者・学校・関係機関が協働できるように関係性を調整するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の役割が重要です。
- このリーフレットは、教育委員会や学校がSSWを効果的に活用できるように、「スクールソーシャルワーカー活用指針」（平成31年2月）の概要版として作成しました。SSWの活用に悩んだときによく使えるよう、手元に置いて御活用ください。

宮城県教育委員会 平成31年2月

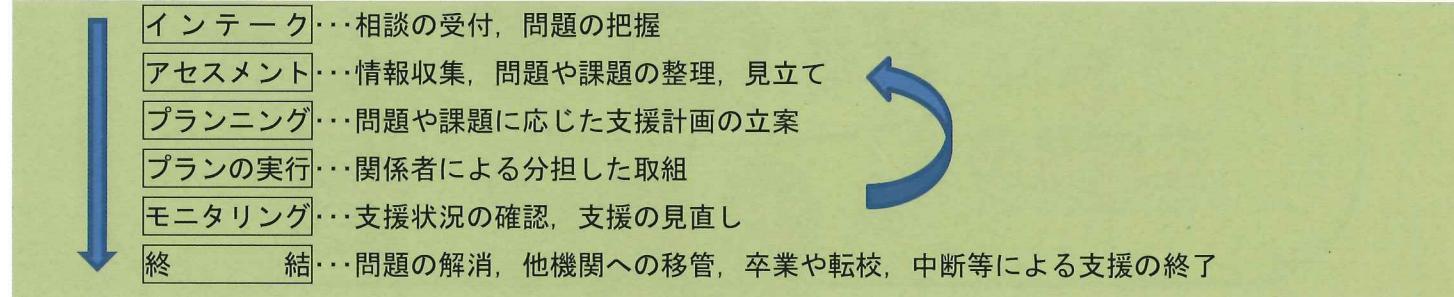
1 SSWの役割は？

SSWは、学校等の教育現場を基盤として、個人の環境への適応力を高める支援と環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助を行っていきます。

(1) SSWの仕事

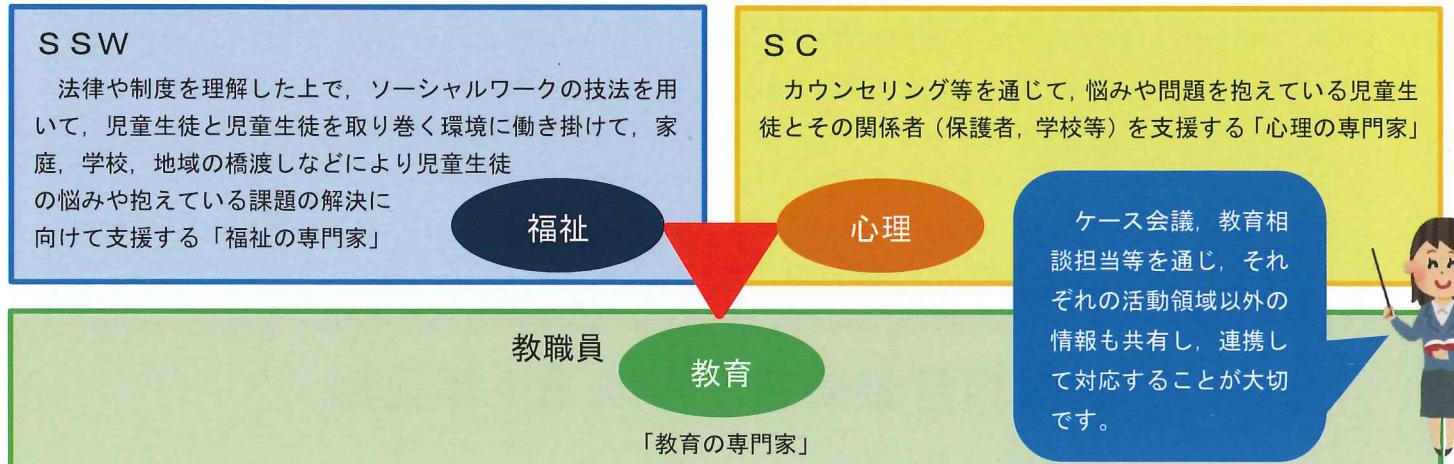


(2) スクールソーシャルワークのプロセス



2 SSWとSCの違いは？

SSW, SC, 学校がチームとして対応することが大切です。「チーム学校」の主役は教職員です。



3 教育委員会の役割は？

「スクールソーシャルワーカー活用事業」は、宮城県から実施市町村への委託契約事業として行われており、各機関の役割を明確にして取り組んでいく必要があります。

県教育委員会：事業全体の企画・管理、委託契約、連絡協議会及び研修会運営、市町村支援、SSWスーパーバイザーの派遣等
※SSWスーパーバイザーの役割等は裏面を参照。

市町村教育委員会：事業計画の策定と実施、派遣と経費の管理、SSWの服務監督、首長部局との連携体制づくり等

4 学校・教員等の役割は？

学校の教育相談体制を整え、校内の役割を明確にします。

【役割分担の例】

■校長の役割

- SSW配置のねらいや専門性、役割等についての校内理解
- SSWの校内体制への位置付け
- 緊急支援が必要な場合のSSWの位置付けの明確化
- 教育相談担当となる教員の位置付け
- SSWの活動環境の整備
- 学校種間の連携・引継ぎ
- 保護者へのSSWの紹介

■生徒指導主事（主任）等の役割

- SSW, SCとの協議や情報交換を行う機会の設定

■教育相談担当の役割

- SSW, SCの周知と相談受付
- 気になる事例の精査と検討会議の開催
- SSW, SCとの連絡調整
- 相談活動に関するスケジュール等の計画、立案
- 児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握
- 個別記録等の情報管理
- ケース会議や校内研修の実施

■養護教諭、特別支援教育コーディネーターの役割

- SSWとの情報交換や連携
(養護教諭は児童生徒の発達や健康状況等、特別支援教育コーディネーターは児童生徒の発達やその支援状況等)

5 ケース会議をどのように実施すればよいか？

多面的な観点で児童生徒や家庭を支援するためには、SSWやSC、関係機関を招集して実施するケース会議が効果的です。生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等が協力し、実施に向けての日程調整や資料作成の準備を進めていきます。

会議では、事例の状況報告だけで終わらず、キーパーソンを明確にし、PDCAサイクルを意識した具体的な対応について検討していくことが重要です。

※ケース会議に初期段階からSSWやSCが関わると一層効果的です。

